

紹介受診重点医療機関に関する  
広告規制、医療機能情報提供制度の改正について  
(医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会に  
おける検討状況)

# 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会

## ＜目的＞

美容医療サービスに関する情報提供を契機として消費者トラブルが発生する問題が指摘されていることや、厚生労働省「保健医療2035」策定懇談会の提言集において、医療機関や医師の技術力の評価に関する情報の公表の範囲や方法のあり方について検討することが求められていること等を踏まえ、国民、患者に対する医療情報の提供内容等のあり方について検討を行う。

## ＜主な検討事項＞

- 医療に関する広告について
- 医療機能情報提供制度について 等

## ＜令和3年度の検討状況＞

- 6月24日 第17回検討会
- 7月8日 第18回検討会
- 1月13日（持ち回り）第19回検討会

## 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会 構成員（計14名）

◎：座長 ○：座長代理

磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院教授
大道 道大	一般社団法人日本病院会副会長
◎ 尾形 裕也	九州大学名誉教授
木川 和広	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
城守 国斗	公益社団法人日本医師会常任理事
○ 桐野 高明	地方独立行政法人佐賀県医療センター 好生館 理事長
幸野 庄司	健康保険組合連合会理事
小森 直之	一般社団法人日本医療法人協会副会長
佐保 昌一	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
福田 研一	栃木県保健福祉部医療政策課長
福長 恵子	認定NPO法人適格消費者団体・特定適格消費者団体 消費者機構日本常任理事
三浦 直美	フリーライター／医学ジャーナリスト協会 幹事
三代 知史	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
山口 育子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長

○ 本年1月の「医療情報の提供内容のあり方に関する検討会」において検討を行った結果、以下の内容について了承された。

## 広告告示第四条(抄)

- 一 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨
- 二 船員保険病院又は船員保険診療所である旨
- 三 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨
- 四 法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所である旨
- 五 当該病院又は診療所における第一条第一号の医療従事者以外の従業者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴
- 六 健康診査の実施
- 七 保健指導又は健康相談の実施
- 八 予防接種の実施
- 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項に規定する治験に関する事項
- 十 医療法人の付帯業務を専ら行うための施設であり、かつ、病院又は診療所の同一敷地内に併設されているものの名称及び提供する介護サービス又は医療法人の付帯業務
- 十一 患者の受診の便宜を図るためのサービス
- 十二 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)に基づく機能評価係数Ⅱにおいて公表した場合に評価される病院情報
- 十三 開設者に関する事項
- 十四 外部監査を受けている旨
- 十五 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)
- 十六 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款を定め、それに基づく補償を実施している旨
- 十七 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨
- 十八 Joint Commission Internationalが行う認定を取得している旨(個別の審査項目に係るものを含む。)
- 十九 保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為を同項第二号に規定する手順書により行う看護師が実施している当該特定行為に係る業務の内容
- 二十 前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項

現行の広告告示第四条第一項第四号に基づき、紹介受診重点医療機関(病院・診療所)は広告可能。  
医療広告ガイドラインの改正により、このことを明記してはどうか。

# 医療機能情報提供制度について（平成19年4月～）

病院等に対して、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度

## 創設前

〔病院等に関する情報を入手する手段〕

- 病院等の広告
- インターネット等による広報  
※ 病院等からの任意情報
- 院内掲示 等

## 〔視点〕

- ① 必要な情報は一律提供
- ② 情報を集約化
- ③ 客観的な情報をわかりやすく提供
- ④ 相談助言機能の充実

## 現行制度

病  
院  
等

- 病院等管理者は、医療機能情報を都道府県に報告

都  
道  
府  
県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談対応・助言

住  
民

- 医療機能情報を病院等において閲覧に供すること（インターネット可）
- 正確かつ適切な情報の提供（努力義務）
- 患者等からの相談に適切に応ずること（努力義務）

## 〔医療機能情報の具体例〕

- ① 管理・運営・サービス等に関する事項（基本情報（診療科目、診療日、診療時間、病床数等）、アクセス方法、外国語対応、費用負担等）
- ② 提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医（広告可能なもの）、保有設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、クリティカルパス実施、地域医療連携体制等）
- ③ 医療の実績、結果等に関する事項（医療安全対策、院内感染対策、診療情報管理体制、治療結果分析の有無、患者数、平均在院日数等）

# 医療機能情報提供制度の報告項目の見直し（案）

第19回 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会

資料  
(一部改変)

令和4年1月13日

- 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)
  - 別表第一(第一条の二の二関係)
  - 第一 管理、運営及びサービス等に関する事項
    - 一 ~ 三(略)
  - 四 費用負担等
  - イ 共通事項(略)
- (1) 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類として厚生労働大臣が定めるもの
- 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項  
(平成19年厚生労働省告示第53号)

改正案	現行
<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号、第四十二号及び第五十四号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十一号、第四十六号、第四十九号、第五十号、第五十二号及び第五十四号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第三十一号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号、第五十号、第五十二号及び第五十四号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げるものに限り、</p> <p>一～五十二(略)</p> <p><u>五十三 紹介受診重点病院</u></p> <p><u>五十四 紹介受診重点診療所</u></p>	<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号及び第四十二号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十一号、第四十六号、第四十九号、第五十号及び第五十二号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第三十一号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号、第五十号及び第五十二号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げるものに限り、</p> <p>一～五十二(略)</p> <p>(新設)</p>

※なお、報告を受ける都道府県のシステム改修のため、必要な経過措置期間を検討する。4